

令和 7 年 6 月 1 1 日
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会
消費者庁
独立行政法人国民生活センター

電気・ガスの契約トラブルなどに気をつけましょう (令和 7 年 6 月版)

電気・ガスの料金メニューは自由に選ぶことができますが、契約トラブルなどにあわないよう、気を付けるべきポイントをお知らせします。

<今回のポイント>

- ✓ 料金メニューや契約内容をよく確認！
- ✓ 不明な点があれば、事業者によく確認！

契約の検討時や、勧誘を受けた際に気を付けるポイント

・料金メニューや契約内容はよく御確認ください！

電気・ガスの勧誘で、電気について「市場連動型の電気料金メニューに切り替えると安くなる」と言われる場合があります。市場連動型の料金メニューは、スポット市場(※1)の価格に応じて、電気料金変動します。そのため、スポット市場の価格が高騰すると電気料金も高くなる場合があります。

「電気代が安くなる」という説明だけで安易に契約をせず、料金メニューや契約内容(「料金の算出方法」「違約金の有無」「セットメニューの有無」など)をよく確認しましょう。不明な点があれば、事業者によく確認することが大切です。

(※1)実際に電気の受渡を行う一日前に、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)が開催する市場のことです。一日を30分単位に区切った48商品について取引が行われます。JEPXでは、毎日のスポット市場の価格を公表しています。

<https://www.jepx.jp/electricpower/market-data/spot/>

・料金メニューの変更や契約先を切り替えたいときは

料金メニューの変更や契約先を切り替えるときにどこに連絡をすればいいか迷う方がいます。

契約している事業者はそのまま料金メニューを変更したい場合は、契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。

また、契約先を切り替えたい場合は、新しく契約をしたい小売電気事業者に申込みをしてください。現在契約中の小売電気事業者に連絡をすることは必須ではありません。

本件に関連するQ & A

Q 1：契約中の料金メニューの内容は、どのように確認できますか。

A 1：契約先によって異なりますが、事業者のHPやマイページなどから確認できる場合が多いです。不明な点は、契約先に問い合わせましょう。

Q 2：契約先を切り替える際に必要な情報はありますか。

A 2：①氏名 ②住所 ③現在契約中の小売電気事業者が発行している契約者番号
④供給地点特定番号 を御準備いただくと円滑に手続きができます。

(③、④は、小売電気事業者から送付された契約書面、振込通知、検針票等に記載されています)

消費者向けQ & A

その他にも、電気・ガスの契約等に関連したQ & Aを電力・ガス取引監視等委員会のHP上に公開しております。あわせて、下記も御参照ください。

<https://www.egc.meti.go.jp/info/faq/index.html>

お問い合わせ先

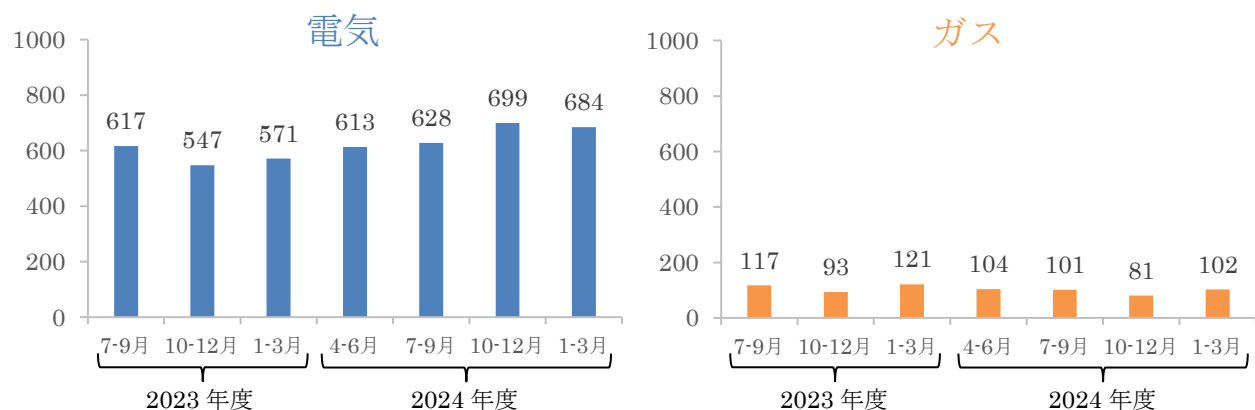
困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」(局番なし188(いやや!))に御相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

また、電気・ガスの契約に関する制度などについては、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にお問い合わせください。

また、お気軽にお問い合わせいただけるよう、チャットボットを設置しております。
<https://www.egc.meti.go.jp/general/consult.html> (左記ページ右下)

【参考】電気・ガスの契約トラブルなどに関する相談件数の推移

図：相談件数の推移（四半期別）



(出典) 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会